

公益社団法人日本地震工学会会員の特典細則

2012年12月7日制定

2023年4月1日改定

(適用範囲)

第1条 本細則は、公益社団法人日本地震工学会定款（以下「定款」とする。）第5条に示す会員が有する公益社団法人日本地震工学会員規則（以下「会員規則」とする。）第14条に示す特典についての具体的な項目に関して定める。

(正会員)

第2条 定款第5条第1項第1号に示す正会員は以下の各号に関する特典を受けられるものとする。

1. 役員の選挙権と被選挙権
2. 総会における議決権をもち、総会に出席して意見を述べる権利
3. 日本地震工学会「会誌」の配送
4. 日本地震工学会「JAEE NEWS」のメール配信
5. 日本地震工学会「JAEE NEWS」や「コラム」への投稿
6. 日本地震工学論文集への投稿
7. 日本地震工学大会への会員割引での論文発表
8. 日本地震工学会の刊行物の会員割引での購入（共同刊行等を除く）
9. 研究発表会、講習会、講演会、見学会等への会員割引で参加
10. 委員会へ委員として参加する資格 ただし、第5号に関する掲載の可否は日

本地震工学会で決定される。

(学生会員、学生会員（研究室パック）)

第3条 定款第5条第3号に示す学生会員は第2条の第1、2号を除く各号に関する特典を受けられるものとする。また、学生会員（研究室パック）は、第2条の第1、2、3号を除く各号に関する特典を受けられるものとする。ただし、第5号に関する掲載の可否は日本地震工学会で決定される。

(法人会員)

第4条 定款第5条第2号に示す法人会員は、法人とその代表者1名と法人登録会員から構成される。法人登録会員とは会員規則第8条に示す法人会員の会費の口数に応じて定められる法人会員の等級に応じた人数（表1参照）を事前に登録し、当該期間に第5条に記す特典を受けられるものを言う。また、法人の代表者は正会員または法人登録会員の中から登録するものとする。

表1 法人登録会員数

法人会員種別	特級	A級	B級	C級
会費納入口数	10口以上	5口	2.5口	1口
法人登録会員数 (代表者者1名を含む)	12人	6人	3人	1人

第5条 法人登録会員の特典は、第2条の第1、2、6、7号を除く各号に関する特

第6条 特典とする。法人登録会員の中から登録された法人会員の代表者は、第5条の特典のほか第2条の第2号の特典を受けられるものとする。

第7条 法人会員は以下の各号に関する特典を受けられるものとする。

1. 日本地震工学会誌への広告の割引掲載
2. 研究発表会等の催し物会場でのパンフレット配布
3. 日本地震工学会のホームページと法人会員ホームページとのリンク
4. 法人会員のイベント情報等の日本地震工学会のホームページへの掲載

附則

- 1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この細則の変更は2023年4月1日より施行する。